

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現在受給している人へ

8月は「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」の現況届の月です。対象者には郵送で通知しますの
で、必ず提出してください。

児童扶養手当

- 次の①～⑧の条件にあてはまる児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日まで、障がいのある場合は20歳未満）を監護している親（父の場合は生計を同じくしていることが必要）または父母に代わってその児童を養育している人（養育者）に支給される手当です。
- ① 父母が離婚した児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度の障がいの状態にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ⑧ 父母ともに不明である児童
- ▼ 手当を受給するためには
- 役場への申請が必要です。認定されると、請求月の翌月分から受

給できます。他にも要件や所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

※③に該当する人は、平成23年4月1日から、児童扶養手当額と障害基礎年金の子の加算額の多い方を受給できるようになりました。

支給月額			
	1人目	2人目	3人目以降
児童扶養手当	41,550円 ～9,810円	5,000円	3,000円
障害基礎年金の子の加算	18,916円	18,916円	6,300円

※児童ごとにどちらかを受給

申請を希望する人は、早めにお問い合わせください。

☎ 9 8 5 ― 4 1 1 4

特別児童扶養手当

20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母または養育者に支給されます。障がいを事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎ 9 8 5 ― 4 1 1 2

国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの第1号被保険者は、国民年金保険料（月額15,020円）に月額4,000円をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

例えば1年間納付（合計48,000円）した場合の付加年金額は24,000円です。2年以上受給すると支払った付加保険料以上の付加年金を受け取ることができ

ます。付加保険料の納付は申し込んだ月分からで、国民年金基金へ加入している人は付加保険料を納付することはできません。

▼ 申込方法

年金手帳（または納付書）と認め印を持参して役場または年金事務所へお越しください。

☎ 9 2 5 ― 5 1 7 5

☎ 9 8 5 ― 4 1 0 6

☎ 9 4 6 ― 1 6 1 1

☎ 9 8 5 ― 4 1 1 9

☎ 9 4 6 ― 1 6 1 1

「指定既存集落」を知っていますか

町内の市街化調整区域には、昭和62年5月1日に指定を受けた『指定既存集落』が2カ所あります。

この『指定既存集落』内とその辺縁部は、一定の基準を満たす場合、許可を受ければ自己用住宅や分家住宅などを建築することができます。

指定既存集落

1. 北川原、西高柳、昌農内の一部を含む地域
2. 神崎、出作、徳丸の一部を含む地域

一定の基準

▼ 申請者

① 昭和46年12月20日以前から引き続いて指定既存集落内に生活の本

拠を有している人

② 現住宅が過密、狭小などで新規に住宅を建築することがやむを得ないと認められる人

③ 現居住地と申請地以外に建築可能な土地を持っていない人

▼ 申請地

- ① 指定既存集落内またはその辺縁部の自己所有地または購入地
- ② 農業振興地域内の農用地でないこと
- ③ 申請地面積が165㎡以上500㎡であること
- ④ 申請する予定建築物は1戸の自己専用住宅であること

☎ 9 8 5 ― 4 1 2 4

☎ 9 8 5 ― 4 1 2 4

松前町総合防災訓練

9月4日 日

松前公園 9時

「災害は忘れた頃にやってくる」…東日本大震災は多くの教訓をもたらしました。いざという時、迅速に冷静な対応をするためには、訓練を行い、実際に体験しておくことが大切です。当日は「仮面ライダーオーズショー」もあります。ぜひ家族でご参加ください。

※当日8時5分に訓練地震情報を町内放送します。本当の地震と間違えないようにしてください。

● 防災訓練 9時～10時10分

会場 松前公園多目的広場

内容 救出救助訓練、初期消火・消火器取扱訓練、応急救護訓練など

● 防災フェア 2011 10時～15時

会場 松前公園体育館2階アリーナ（土足禁止）

内容 防災に関する展示・体験コーナー
仮面ライダーオーズショー（11時～、13時～ 観覧無料）など



☎ 985-4103

まさき文化祭 作品募集

10月29日（土）・30日（日）、松前総合文化センターを主会場に開催する「第36回まさき文化祭」の展覧作品を募集します。個人やグループでぜひ出展ください。

● 申込期間

8月1日（月）～8月31日（水）
9時～17時（土・日曜日は除く）

● 受付場所

松前総合文化センター

● 募集品目・規格

日本画（軸表装か額装20号以内）
洋画（額装20号以内）
写真（4切以内、ワイド4切可）
書道（軸表装か額装半折以内）
短歌（色紙かけ）
俳句・川柳（短冊に限る）
絵手紙、人形、手芸、陶芸、その他

※作品は1人1点とします。



☎ 985-4139

いろは体操教室の参加グループ募集

「いろは体操」は、体の中心を整え、姿勢と動きを安定させるための優しい体操です。外出や運動の機会が少ない人、体操の仕方を学びたい人、ぜひ参加してみませんか？

▼対象 65歳以上 10～20人のグループ

▼期間 平成23年10～12月の間
週1～2回 1時間程度12回まで実施

▼内容 運動強度が弱く、高齢者に優しい体操で、生活に合わせた「立つの楽勝体操」「トイレ安心体操」など、簡単に続けられる（家でできる）体操です。

▼会場 地区の集会所・公民館など椅子が用意できる会場

▼受講料 無料

※損害保険料1人8000円、使用料や暖房の実費負担あり

▼募集の条件 会場を用意し、参加者が集まる見込みがあること

▼募集グループ 2グループ

▼申し込み方法 地域包括支援センターで申込書を記入

▼締め切り 8月31日（水）

※申し込み多数の場合は条件を考慮して決定します。開催期間や会場などは決定後に調整します。

詳しくは、NPOヘルスプロモーションネットワーク（☎93315524、☎080-392711255）へ。

▼申込先 健康課地域包括支援センター係（松前町総合福祉センター2階）

☎985-4205

●8月2日から

DV電話相談窓口を開設

町は、配偶者などからの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などで悩んでいる人を対象に、DV（ドメスティック・バイオレンス）電話相談窓口を開設します。相談には、専門の研修を受けた相談員が応じます。

◎日時 毎週火曜日 10時～12時
（祝日、12月29日～1月3日は除く）

◎電話番号 909-3000

●福祉課 ☎985-4114

●緊急

太陽光発電の設置勧誘に注意

太陽光発電システムの設置勧誘の電話を松前町役場がすることは絶対にありません。悪徳業者による勧誘の電話の事例も報告されていますので、十分ご注意ください。

●町民課生活環境係 ☎985-4117

平成23年度敬老事業

まさき

スー・パー笑劇場

入場無料

今年の敬老事業のイベントは、思いっきり笑って、体中笑顔になるよう、ベテラン出演者による「まさき スー・パー笑劇場」を開催します。松前町出身の横山たかし・ひろしさんをはじめ、お客さんを笑わせてウン十年のメンバーが、漫才、手品、演奏、ものまねでバラエティ豊かに笑わせます。

●日時 9月24日（土）

14時～（開場13時30分）

●会場 松前総合文化センター

広域学習ホール

●対象

町内在住の概ね65歳以上の人

●入場料 無料

※直接会場へお越しください。
※先着順です。満席の場合は入場制限を行うことがあります。

●送迎バスを運行します

ひまわりバスの停留所を目安に運行予定です。希望者は9月15日（木）までにお電話ください（先着順）。

●健康課地域包括支援センター係
☎985-4205

海原はるか・かなた
漫才



ゼンジー北京
コミック手品

フユミ
坂本冬美
そっくりショー



横山たかし・ひろし
漫才



横山ホットブラザーズ
音楽ショー

田淵岩夫
ものまね漫談

